

鹿沼市新庁舎整備建設工事 入札結果報告書



令和2年1月

鹿沼市

(目 次)

1. 事業の概要	・・・ 1
(1) 鹿沼市新庁舎整備建設工事について	
(参考1) 事業スケジュール	
(参考2) 新庁舎完成後の全体イメージ	
2. 工事公告の概要	・・・ 2
3. 落札者決定の方法	・・・ 2
(1) 総合評価落札方式の導入について	
(2) 落札者決定までのフロー及び日程	
(3) 入札参加資格要件等	
(4) 総合評価の方法	
(5) 技術提案書審査体制	
4. 落札者決定の経緯	・・・ 9
(1) 参加申請書の提出	
(2) 技術提案書、入札書及び工事内訳書の提出	
(3) 技術提案書の審査	
(4) 入札書の開札	
(5) 総合評価点の算出及び落札者の決定	
5. 鹿沼市新庁舎整備施工者選定審査委員会講評	・・・ 11

1. 事業の概要

(1) 鹿沼市新庁舎整備建設工事について

現在の市庁舎は、建物、設備の老朽化をはじめ、建物の狭あい化や分散化、防災対策、IT化・バリアフリー化対応への限界、維持管理経費の増大などの課題を抱えておりました。また、平成23年度に実施された市庁舎の耐震診断の結果、耐震性が不足しているとともに、老朽化が予想以上に進んでいることが判明し、抜本的な庁舎整備の必要性が指摘されておりました。

これらの様々な課題の解決を図り、50年先、100年先までも、市民にとってよりよい庁舎になるよう、新庁舎整備の指針となる「新庁舎整備基本構想」を平成26年8月に策定し、基本構想に基づき平成27年5月には新庁舎を具現化するための「新庁舎整備基本計画」を策定いたしました。

その後、建設工事費の高騰により事業を一時延期していましたが、平成28年4月の熊本地震により、防災拠点としての市庁舎の必要性を再確認し、事業再開の判断をいたしました。

事業の再開に当たり特に重要な課題と捉えているのは、事業延期の要因でもある総事業費の削減であり、その大部分を占める新庁舎本体外工事費については、床面積や必要な庁舎機能の見直しにより削減を図ることといたしました。そのため、平成28年度に「オフィス環境等調査」を実施し、現在の庁舎環境や来庁者の利用状況、現状の文書量等の調査・分析を行い、新庁舎の設計要件や面積算定、利活用方法の比較結果等を「基本設計」に反映させました。

さらに、幅広く市民の意見を聞くため、市民会議や市民ワークショップの開催及びパブリックコメントを実施し、平成30年9月に「新庁舎整備基本設計」を、令和元年9月には「新庁舎整備実施設計」をまとめました。

(参考1) 事業スケジュール（新庁舎整備実施設計より）

年度	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
STEP	STEP1	STEP2		STEP3	STEP4
			引越		引渡
工事	準備工事	I期工事 (庁舎棟I期・議会棟)		解体工事	II期工事 (庁舎棟II期)
			引越		引渡
				車庫建設 外構整備	

(参考2) 新庁舎完成後の全体イメージ



2. 工事公告の概要

工 事 名	鹿沼市新庁舎整備建設工事			
工 事 場 所	鹿沼市今宮町1688-1			
工 期	令和5年3月25日まで			
工 事 概 要	敷地面積	庁舎敷地：9,054.42㎡ 東館敷地：754.33㎡		
	周辺道路	東側：幅員6m 南側：幅員6m		
	日影規制	5時間、3時間（測定高さ4m）		
	用途地域	商業地域・第一種住居地域		
	防火地域等	準防火地域・法22条地域		
	建ぺい率	80%・60%		
	容積率	400%・200%		
	主要用途	事務所		
	建築面積	2,905.81㎡		
	延床面積	10,493.80㎡		
		棟名称	建築面積	床面積
		①行政棟	2,147.03㎡	9,264.00㎡
		②議会棟	463.92㎡	872.40㎡
		③接続廊下	34.74㎡	69.48㎡
	小 計	2,645.69㎡	10,205.88㎡	
	④公用車車庫	87.56㎡	87.56㎡	
	⑤守衛・倉庫	43.68㎡	43.68㎡	
	⑥駐輪場（来庁者）	25.01㎡	25.01㎡	
	⑦駐輪場（職員）	12.21㎡	12.21㎡	
	⑧ごみ保管庫	12.66㎡	12.66㎡	
	⑨ﾊﾞﾘｱﾌﾞﾙ-駐車場	79.00㎡	106.80㎡	
	小 計	260.12㎡	287.92㎡	
	合 計	2,905.81㎡	10,493.80㎡	
入札書比較価格	5,513,270,000円			

3. 落札者決定の方法

(1) 総合評価落札方式の導入について

総合評価落札方式は、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく事業者選定手法であり、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされていることにより、確保されなければならない」と示されており、国や他の地方自治体の大型工事において広く採用されている手法です。従来の価格のみの競争と異なり、価格と価格以外の要素（施工能力等）を総合的に評価し、最も評価の高い者を落札者として決定する方式であります。

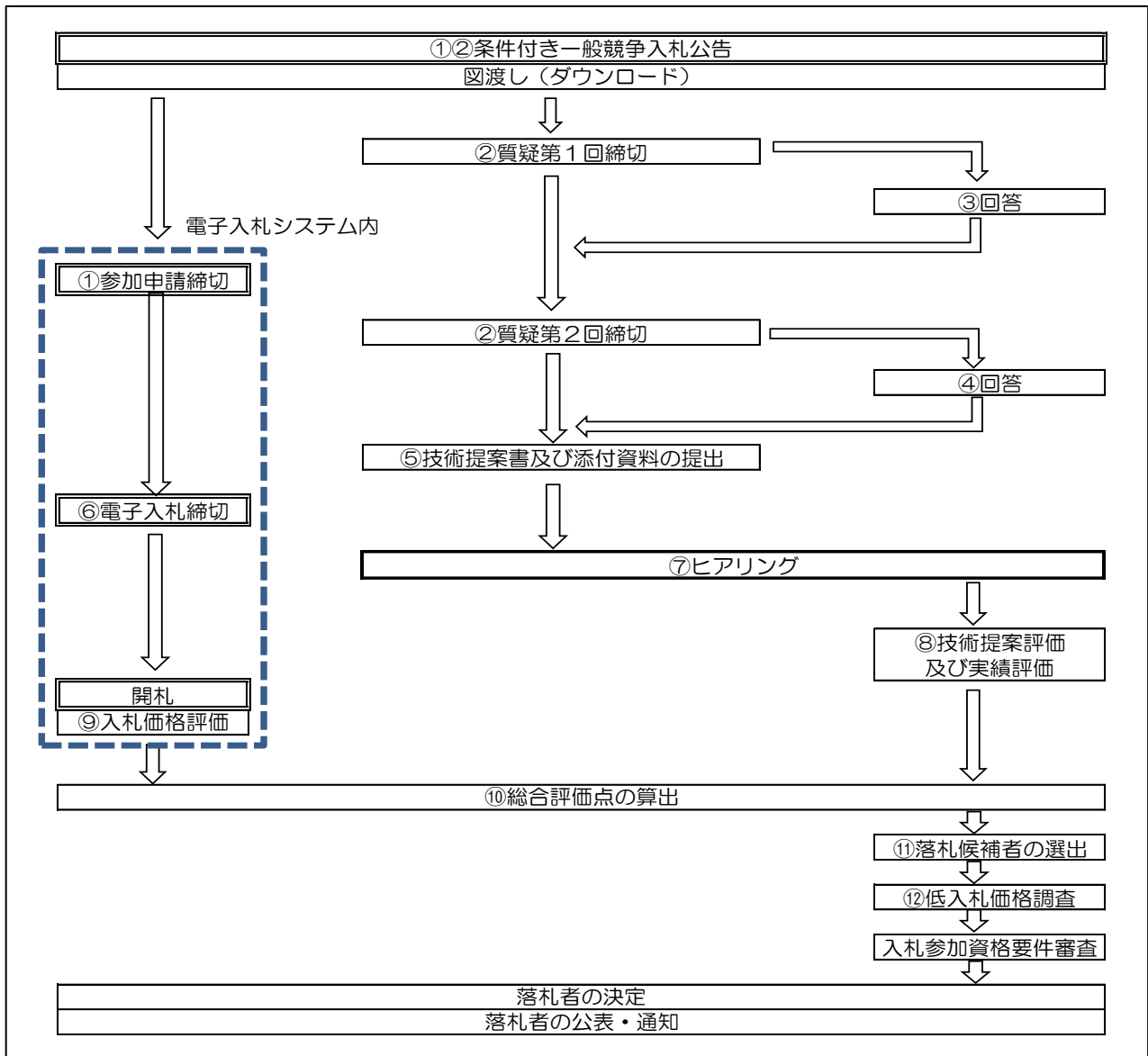
市は、鹿沼市新庁舎整備建設工事の実施において、防災拠点としての市庁舎の施工に関する高度な技術を有し、価格と品質が総合的に優れた内容で実施することができる者を本工事の落札者として選定するため、総合評価落札方式を導入することとしました。

落札者の決定にあたっては、厳正を期すため電子入札システムを利用することで開札時の開封まで入札価格を厳重に保管することとし、技術提案評価については鹿沼市新庁舎整備施工者選定審査委員会（以下、「審査委員会」といいます）を設置して審査することとしました。また、技術提案の審査結果を開札の前に確定することで入札価格評価と技術提案評価を明確に分けて手続きを行うこととし、審査を行いました。

(2) 落札者決定までのフロー及び日程

落札者決定までの手順は、以下のとおりでありました。

(落札者決定までのフロー)



(入札日程)

日 時	内 容	フロー番号
令和元年10月8日～10月28日	参加申請書の提出期間及び設計図書の閲覧期間	①
10月8日～10月30日	設計図書に関する質問提出期間	②
10月23日	設計図書に関する質問回答書の掲示(第1回)	③
11月8日	設計図書に関する質問回答書の掲示(第2回)	④
11月25日～12月2日	技術提案書の提出期間	⑤
12月3日～12月12日	入札書及び工事内訳書の提出期間	⑥
12月13日	技術提案書についてのヒアリング ～(第3回審査委員会)	⑦
12月23日	技術提案書の審査(午前)	⑧
	入札書の開札及び価格点の算出(正午)	⑨
	総合評価点による落札候補者の特定(午後) ⇒調査基準価格未滿により、「落札保留」 ～(第4回審査委員会)	⑩⑪
令和2年1月10日	低入札価格調査結果の報告⇒落札候補者として承認 ～(第5回審査委員会)	⑫

(3) 入札参加資格要件等

本工事の入札参加者の構成および参加資格は以下のとおりであります。

鹿沼市から2019・2020年度建設工事入札参加資格を受けている業者で、開札日当日において下記の要件を満たしていること。

入札参加形態	単体及び特定建設工事共同企業体（構成員の数：2または3者）	
共同企業体 結成要件	1 結成方法は、自主結成とする。 2 構成員の出資比率の最小限度額は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とする。 3 構成員は、本工事において2以上の共同企業体の構成員になれない。	
業 種	建築2	
単体及び代表構成員	対象ランク又は経営事項審査結果通知書の当該建設工事の種類別の総合評定値	工事の総合評定値（P）1，700点以上 （2019・2020年度建設工事入札参加資格申請時における総合評定値とする。）
	地域区分	国内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づき設置された本店があること。
	建設業許可	特定建設業
	配置技術者	建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき、本工事に対応する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
	現場代理人	他に手持工事のない者を現場代理人として常駐で配置できること。（技術者との兼務は可） ※ただし、建設工事請負契約書約款第12条第3項に該当する場合は除く。
	出資比率（JVの場合）	構成員の中で出資比率が最大であること。
その他の構成員	対象ランク又は経営事項審査結果通知書の当該建設工事の種類別の総合評定値	工事の総合評定値（P）800点以上 （2019・2020年度建設工事入札参加資格申請時における総合評定値とする。）
	地域区分	鹿沼市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づき設置された本店があること。
	建設業許可	特定建設業又は一般建設業
	配置技術者	建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき、本工事に対応する主任技術者を配置できること。
本工事に係る設計業務委託者等の受託者との関係	本工事に係る設計業務委託等の受託者である株式会社佐藤総合計画と、資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。	
同種・類似工事の元請けとしての実績	平成16年度以降に工事が完了し、引き渡しが済んだ、以下の全ての要件を満たす工事を元請として施工した実績とする（特定建設工事共同企業体（JV）での施工実績の場合は、代表者としての施工実績とする）。 なお、本工事にJVとして参加する場合、施工実績のある者としては、代表構成員その他構成員のどちらでも可とする。 1) 延べ面積が10,000㎡以上の庁舎等の建築一式工事（躯体、外装、内装を含む新築、改築、増築の部分）。（複合施設の場合は当該用途が延べ面積の10,000㎡以上を占める場合に限り） 2) 延べ面積が500㎡以上の木造耐火建築物又は木造準耐火建築物の建築一式工事（躯体、外装、内装を含む新築、改築、増築の部分）。	
近接工事に関する条件	すでに公告され、または指名通知書が送付されている近接工事を施工中でないこと。 また、本工事と当該近接工事の両方の入札に参加した場合は、先に落札者が決定する案件を優先する。	
	本公告と同時に公告した下記の工事は近接工事であり、同時に複数の入札参加申請をしたときは、先に開札する案件を優先する。 開札順位及び工事件名：無	
	本公告日から開札日までの期間に指名通知を発送する予定である下記の工事は近接工事であり、本工事と当該近接工事の両方の入札に参加した場合は、先に落札者が決定する案件を優先する。 工事件名：無	
分離（分割）発注に係る入札条件	次に掲げる工事の落札者（特定建設工事共同企業体の構成員又は構成員の全部若しくは一部を同じくする特定建設工事共同企業体を含む）は、重複して落札者となることができない。 また、同時に複数の入札参加申請をしたときは、先に開札する案件を優先する。 開札順位及び工事件名：無	

(4) 総合評価の方法

ア 総合評価点の算出方法

総合評価では「入札価格」と「技術提案及び実績」の二つの面から評価を行い、入札価格評価点配点が150点、技術提案及び実績評価点配点が100点の合計250点で評価いたしました。

(総合評価の結果が同点となった場合には、くじ引きにより落札者を決定)

総合評価点配点 (250点) = 入札価格評価点配点 (150点) + 技術提案及び実績評価点配点 (100点)

※入札価格配点：技術提案及び実績評価配点比率の決定理由

審査委員会において、「入札金額による入札価格点配点：技術審査委員会の審査する技術提案及び実績評価点配点」の比率を、

1) 90：10、2) 80：20、3) 70：30、4) 60：40、5) 50：50の5パターンで協議し、価格重視の配点比率で、かつ品質や維持管理費抑制等の技術も考慮した60：40の配分とする事が妥当であるとの意見を基に、配点比率を決定しました。

なお、総合評価点の算出は、価格と技術提案をそれぞれ分離して評価をすることから、評価結果を分かり易く明示するために、加算方式を採用いたしました。

イ 入札価格評価点

入札価格評価点は、市が各参加者の入札価格を次式に従って換算いたしました。

入札価格評価点は上限を150点といたしました(予定価格を上回った参加者は失格)。なお、得点換算の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求めることといたしました。

参加者Aの入札価格評価点 = 調査基準価格 ÷ 参加者Aの入札価格 × 150

ウ 技術提案及び実績評価点

技術提案及び実績評価点は、参加者からの技術提案の内容を、「別表1 評価項目及び配点」に基づき審査委員会が審査し、算出いたしました。

技術提案評価項目に係る採点の方法は下表のとおりであります。また、算出の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求めることといたしました。なお、技術提案及び実績評価の合計が45点未満の場合は、失格とすることといたしました。

表 採点の方法 (別表1の■技術提案評価項目)

評価ランク	採点方法	採点基準の例
A	配点 × 1.0	優れた提案である
B	配点 × 0.7	やや優れた提案である
C	配点 × 0.4	標準的な提案である
D	配点 × 0.0	評価できる提案がない

実績評価項目及び配点は、「別表1の■実績評価項目」に記載のとおりであります。

なお、審査の過程で必要と認める場合、技術提案書の内容を確認するために、書面による質問回答もしくはヒアリングを実施いたしました。

別表1 評価項目及び配点

■技術提案評価項目

大分類	中分類	配点	小分類	配点	提案項目	
【1】 技術提案	(1) 業務全 体の実 施方法	15	① 発注者等とのコミュニケーション方法	5	<ul style="list-style-type: none"> 施工段階において、市とのコミュニケーション方法について、具体的に記述してください。 	
			② 全体工程管理・工程遵守	10	<ul style="list-style-type: none"> 本工事の特性を踏まえて、マイルストーンの設定や進捗管理方法などの工程管理方法を具体的に記述してください。 全体工程表を、工種別がわかるように記述してください。 全体工程表には、第1期新庁舎建設工事・旧庁舎解体工事・第2期新庁舎建設工事・旧庁舎解体残工事の完成時期及び工期を明示してください。 毎年度の予定出来高割合を明示してください。但し、金額は記載しないでください。 工程を検討するにあたっては、記載事項に留意してください。 	
		(2) 地域経 済への 貢献			25	① 市内企業への発注や市内調達金額
			② 市内企業との連携やその他地域経済活性化に資する取組	15		<ul style="list-style-type: none"> 市内企業との連携やその他地域経済活性化に資する取組について具体的な実施方法について記述してください。 ※市内建設企業への業務発注のほか、鹿沼市新庁舎整備建設工事による地域経済への波及効果が実現できるものすべてを対象に評価します。
	(3) 施工中 の対策	30	① 品質管理及び施工精度	10	<ul style="list-style-type: none"> 施工中の品質管理方策（品質管理体制、定期的な内部監査方法等）や、施工精度を確保するための方策等、品質管理に資する有効な方法を提案してください。 木造の庁舎としての施工中の品質管理方策（品質管理体制、定期的な内部監査方法等）や、施工精度を確保するための方策等、品質管理に資する有効な方法を提案してください。 	
					② 第1期新庁舎建設工事・旧庁舎解体工事・第2期新庁舎建設工事・外構工事における安全対策、騒音対策	20
		(4) 設備の 調整	15	① スムーズなインフラの切り替えを可能にする仮設計画		
					② 完成後の設備機器の調整	10

■実績評価項目

大分類	中分類	配点	小分類		配点	提案項目
				評価の視点		
【2】実績	(1) 同種工事の実績	5	同種工事の実績 (平成16年度以降)	以下の順番にて高く評価する。 ※①～②について、増築、改築に係る工事においては、対象面積が10,000㎡以上の場合に限る。	5	<p>単体又は共同企業体の代表構成員において、建築一式工事及び解体工事の元請実績を記述してください。</p> <p>※実績を証明できるコリンズの登録内容確認書、若しくは契約書の写し等を添付すること。</p>
				10,000㎡以上の官公庁の庁舎あるいは民間企業の事務所の新築、増築、改築に係る工事及び同一敷地の解体工事（スクラップ&ビルド）の実績が多い（3件以上）：5点		
				10,000㎡以上の官公庁の庁舎あるいは民間企業の事務所の新築、増築、改築に係る工事及び同一敷地の解体工事（スクラップ&ビルド）の実績が少ない（3件未満）：3点		
		官公庁の庁舎あるいは民間企業の事務所の新築、増築、改築に係る工事及び同一敷地の解体工事（スクラップ&ビルド）の実績あり：1点				
	(2) 技術者の能力（配置予定技術者の実績・資格）	10	① 現場代理人の実績 (平成16年度以降)	以下の順番にて高く評価する。 ※①～②について、増築、改築に係る工事においては、対象面積が5,000㎡以上の場合に限る。	6	<p>現場代理人として配置する予定の人員の実績を記述してください。提案段階で複数の候補者がいる場合には候補者全員について1人1件まで作成してください。</p> <p>※実績を証明できるコリンズの登録内容確認書、若しくは契約書の写し、施設概要等の資料、体制図（組織図）、監理技術者の資格証等を添付すること。</p>
				5,000㎡以上の官公庁の庁舎あるいは民間企業の事務所の新築、増築、改築に係る工事及び同一敷地の解体工事（スクラップ&ビルド）において、現場代理人として従事した実績：6点		
5,000㎡以上の官公庁の庁舎あるいは民間企業の事務所の新築、増築、改築に係る工事において、現場代理人又はそれに準ずる経験者として従事した実績：4点						
	官公庁の庁舎あるいは民間企業の事務所の新築、増築、改築に係る工事において、現場代理人又はそれに準ずる経験者として従事した実績：2点					
	② 主任技術者又は監理技術者の実績 (平成16年度以降)	以下の順番にて高く評価する。 ※①～②について、増築、改築に係る工事においては、対象面積が5,000㎡以上の場合に限る。	4	<p>主任技術者又は監理技術者として配置する予定の人員の実績を記述してください。提案段階で複数の候補者がいる場合には候補者全員について1人1件まで作成してください。</p> <p>※実績を証明できるコリンズの登録内容確認書、若しくは契約書の写し、施設概要等の資料、体制図（組織図）、監理技術者の資格証等を添付すること。</p>		
5,000㎡以上の官公庁の庁舎あるいは民間企業の事務所の新築、増築、改築に係る工事において、監理技術者として従事した実績：4点						
5,000㎡以上の官公庁の庁舎あるいは民間企業の事務所の新築、増築、改築に係る工事において、主たる担当者として従事した実績：2点						
		官公庁の庁舎あるいは民間企業の事務所の新築、増築、改築に係る工事において、監理技術者又は主たる担当者として従事した実績：1点				

エ 技術提案評価に関する特記事項

- ①技術提案書は、契約書の一部とし、市は工事中又は工事完了後において、履行状況について確認する。
- ②別表1の■技術提案評価項目「【1】技術提案（2）地域経済への貢献①市内企業への発注や市内調達金額」については、以下の算定式によって技術提案評価点を算定する。

$$\text{参加者Aの得点} = \text{参加者Aの提案金額} \div \text{参加者中の最高提案金額} \times 10 \text{ (点)}$$

- ③別表1の■技術提案評価項目「【1】技術提案（2）地域経済への貢献①市内企業への発注や市内調達金額」にて受注者から提案された金額について、受注者の責に帰すべき事由によりこれを満足できない場合、請負金額に、入札価格評価点配点に対する受注者が得た当該項目の得点の割合と、受注者の当該項目の未達成度（α）を乗じた金額を徴収する。

■技術提案評価項目「【1】技術提案（2）地域経済への貢献①市内企業への発注や市内調達金額」にて受注者から提案された金額について、受注者の責に帰すべき事由により技術提案の内容を満足できない場合に、本市が受注者から徴収する金額

<算定式>

$$\text{市が受注者より徴収する金額} = \text{請負金額} \times \left(\frac{\text{受注者が得た当該項目の得点}}{150 \text{点 (入札価格評価点配点)}} \right) \times \alpha$$

$$\text{受注者の当該項目の未達成度 } \alpha = 1 - \frac{\text{市内事業者への発注実績金額}}{\text{市内事業者への発注提案金額}}$$

(5) 技術提案書審査体制

落札者の決定に関しては、技術提案等の中立かつ公平な審査・評価を行うため、学識経験者等で構成する「鹿沼市新庁舎整備施工者選定審査委員会」を設置いたしました。なお、この審査委員会は地方自治法施行令第167条の10の2による学識経験者の意見聴取を兼ねることといたしました。

鹿沼市新庁舎整備施工者選定審査委員会 委員名簿

職名	氏名	所属
委員長	三橋 伸夫	宇都宮大学名誉教授
副委員長	福田 義一	鹿沼市副市長
委員	横尾 昇剛	宇都宮大学地域デザイン科学部教授
委員	糸井 朗	鹿沼市総務部長
委員	渡邊 政幸	鹿沼市財務部長
委員	杉江 一彦	鹿沼市経済部長
委員	茂呂 久雄	鹿沼市都市建設部長

審査委員会の開催状況

会議名	日程	議題等
第1回審査委員会	令和元年 7月3日（水）	審査委員会の運営について 入札参加資格要件及び日程(案)について 落札者決定基準について、等
第2回審査委員会	8月28日（木）	入札参加資格要件及び日程の確認 落札者決定基準の承認 その他の公告書類について（報告事項）等
第3回審査委員会	12月13日（金）	技術提案内容ヒアリング
第4回審査委員会	12月23日（月）	技術提案審査 総合評価点による落札候補者の特定 ⇒調査基準価格未滿により、「落札保留」
第5回審査委員会	令和2年 1月10日（金）	低入札価格調査結果の報告 ⇒落札候補者として承認 審査講評（総評）等について

4. 落札者決定の経緯

落札者決定までの経緯は、以下の（１）から（５）のとおりであります。

（１）参加申請書の提出

令和元年10月8日から10月28日までの間、本入札の参加申請書を受け付けた結果、6者から申請がありました。

中立かつ公平な審査を行うため、入札参加者には受付記号を付与し、入札価格の開札まで参加者名を匿名にした上で審査を行いました。

受付記号	入札参加申請者
1	清水建設株式会社 関東支店
2	株式会社大林組 東京本店
3	株式会社銭高組 北関東支店
4	大成建設株式会社 関東支店
5	鹿島建設株式会社 栃木営業所
6	戸田建設株式会社 宇都宮営業所

（２）技術提案書、入札書及び工事内訳書の提出

令和元年11月25日から12月2日までの間、郵送による技術提案書の受付を行い、続いて12月3日から12月12日までの間、電子入札システムによる入札書及び工事内訳書の提出がありました。

なお、入札参加資格申請者6者のうち4者からの応札があり2者の辞退がありました。

受付記号	入札参加者
1	清水建設株式会社 関東支店
2	株式会社大林組 東京本店
4	大成建設株式会社 関東支店
5	鹿島建設株式会社 栃木営業所

（３）技術提案書の審査

審査委員会の委員は、受付記号で管理された審査書類で審査を行いました。

12月13日に、各社提案内容の審査段階で生じた疑問点等に対しヒアリングを行ったうえで、12月23日に技術提案評価項目による審査を行いました。

（技術提案審査結果）

※社名は開札後に公表

評価項目		事業者名	配点				
			①清水建設(株)	②(株)大林組	④大成建設(株)	⑤鹿島建設(株)	
【1】 技術 提案	(1) 業務全体の 実施方法	① 発注者等とのコミュニケーション方法	5	3.29	3.29	4.14	5.00
		② 全体工程管理・工程遵守	10	7.43	7.43	7.86	8.71
	(2) 地域経済へ の貢献	① 市内企業への発注や市内調達金額	10	10.00	9.51	5.18	7.86
		② 市内企業との連携やその他地域経済活性化に資する取組	15	13.71	13.71	13.07	9.86
	(3) 施工中 の対策	① 品質管理及び施工精度	10	7.00	6.14	9.57	10.00
		② 第1期新庁舎建設工事・旧庁舎解体工事・第2期新庁舎建設工事・外構工事における安全対策、騒音対策	20	15.71	8.86	16.57	18.29
	(4) 設備の調整	① スムーズなインフラの切り替えを可能にする仮設計画	5	4.79	3.50	4.36	3.93
		② 完成後の設備機器の調整	10	8.29	6.14	9.14	9.14
【2】 実績	(1) 同種工事の 実績	同種工事の実績 (平成16年度以降)	5	5.00	5.00	5.00	5.00
	(2) 技術者の 能力	現場代理人の実績 (平成16年度以降)	6	6.00	6.00	6.00	6.00
		主任技術者又は監理技術者の実績 (平成16年度以降)	4	4.00	4.00	4.00	4.00
合 計			100	85.22	73.58	84.89	87.79
順 位				2	4	3	1

(4) 入札書の開札

1 2月23日の午前中に審査委員会において、評価結果の意見集約を行い、市は同日正午に全入札参加者4者の立会のもと、電子入札システムにおいて開札を行いました。

〈開札結果〉

受付記号	入札者名	入札価格（税抜）
1	清水建設株式会社 関東支店	5,400,000,000円
2	株式会社大林組 東京本店	5,090,000,000円
4	大成建設株式会社 関東支店	5,018,000,000円
5	鹿島建設株式会社 栃木営業所	5,510,000,000円

(5) 総合評価点の算出及び落札者の決定

入札価格を換算式（P5参照）にあてはめ、入札価格評価点を算出した上で、技術提案書の審査結果である技術提案及び実績評価点を合算して、総合評価点を算出いたしました。

（総合評価点算出結果）

受付記号	1	2	4	5
入札者名	清水建設株式会社 関東支店	株式会社大林組 東京本店	大成建設株式会社 関東支店	鹿島建設株式会社 栃木営業所
入札価格 （税抜）	5,400,000,000円	5,090,000,000円	5,018,000,000円	5,510,000,000円
入札価格評価点 （A）	139.40点	147.89点	150.00点	136.62点
技術提案及び 実績評価点 （B）	85.22点	73.58点	84.89点	87.79点
総合評価点 （A）+（B）	224.62	221.47	234.89	224.41
順位	2	4	1	3

この結果、総合評価点の最も高い大成建設株式会社関東支店が、落札候補者となりましたが、鹿沼市低入札価格取扱要綱に定める調査基準価格を下回ったため、落札を保留し、意見聴取を伴う低入札価格調査を行った上で、その調査結果を審査委員会に付議いたしました。

※低入札価格調査制度とは

市では、総合評価落札方式による事後審査型条件付き一般競争入札を行った場合に「低入札価格調査制度」を適用し、契約毎に調査基準価格を定めます。調査基準価格とは、契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準として、調査を行うこととしている価格のことです。

本工事の場合には、審査委員会が調査結果報告に基づいて契約の履行能力の有無を審査し、履行能力が有ると認めたときには、低入札価格入札者を落札者として決定いたします。

令和2年1月10日に、第5回審査委員会において、低入札価格調査結果報告書に基づき審議した結果、契約の履行能力に問題なしと認められました。

その後、入札参加資格要件審査を行い、大成建設株式会社関東支店を落札者として決定いたしました。

5. 鹿沼市新庁舎整備施工者選定審査委員会講評

審査講評（総評）

鹿沼市新庁舎整備建設工事は、価格と技術力が総合的に優れた事業者との契約が強く望まれたことから、総合評価落札方式の事後審査型条件付き一般競争入札により落札者を決定した。

鹿沼市新庁舎整備施工者選定審査委員会では、中立性・公平性の確保に留意し、全ての審査は、入札参加者名を伏せて行った。

各入札参加者の技術提案については、鹿沼市新庁舎整備建設工事落札者決定基準に基づき、厳正に技術審査を行った。その結果である技術提案及び実績評価点と市が算出した入札価格評価点とを合算した総合評価点で、最も高いものとなった受付記号4の大成建設株式会社関東支店を、市は本工事の落札者とする事とした。審査委員会では、この結果が妥当であることを確認している。

各入札参加者の提案は、いずれも、市が掲げた基本的な考え方を踏まえた、民間事業者ならではの創意工夫が随所に見られ、魅力的で優れた内容であった。比較的短期間で提案作業も膨大であったと推察されるが、提案の作成に取り組み込まれた入札参加者の熱意と誠実な姿勢を高く評価するとともに深く感謝を申し上げたい。

落札者となった大成建設株式会社関東支店の技術提案内容については、創造的かつ堅実であり高い評価を得た提案であった。

具体的には、（1）業務全体の実施方法①発注者等とのコミュニケーション方法においては、図面指示以外の実物大のモックアップを作成する提案や、BIMを活用した三次元デジタルモックアップで完成イメージを具現化する提案、コミュニケーションツールとしてインタラクティブホワイトボードを活用することなどが評価された。同じく②全体工程管理・工程遵守においては、細かなマイルストーン設定とその厳格な管理で万一の遅延の累積を防止する提案に加え、全体工期を1か月短縮することが評価された。また、意思決定を図る上で、物決め工程表の共有と管理により適切な時期に製作物を搬入することも評価された。

続いて、（2）地域経済への貢献②市内企業との連携やその他地域経済活性化に資する取組においては、地元市民を対象とした見学会を開催するなど市民目線の活動や、市内企業への技術力・品質向上のための提案が評価された。

続いて、（3）施工中の対策①品質管理及び施工精度においては、具体的に本庁舎の特質を踏まえた提案が評価され、同じく②期間毎の工事における安全対策、騒音対策においては、騒音対策について予測されるシミュレーションをもとにした具体的な提案が特に評価された。

続いて、（4）設備の調整①スムーズなインフラの切り替えを可能にする仮設計画においては、しっかりした品質管理・リスク管理方針のもと、具体的な現状把握や配管の識別方法、給水の切り替え時の工夫が評価された。同じく②完成後の設備機器の調整においては、機器調整、チューニングにおける具体的なサポート体制が提示されており、他提案に比べやや優れた提案であるとの評価を得た。

今回、総合評価落札方式の事後審査型条件付き一般競争入札により事業者選定を実施したことによって、工期短縮や事業費の縮減が実現されたことは大きな収穫であり、市にとって非常に有意義な結果となったと考える。

落札者には、技術提案評価においても高い評価を得たことから、その評価に応じて技術力を発揮し施工及び技術提案内容の履行に取り組むことを期待する。

また、新庁舎が末永く愛着を持って市民に利用していただける施設となるよう、また、市民サービスの拠点であるとともに、災害時の中枢施設としての機能を長期にわたって十分に果たしていくことができ、目指す姿である「まちづくりの中心となる庁舎」の実現に向け、市と真摯に協議を進めていただきたい。

令和2年1月15日

鹿沼市新庁舎整備施工者選定審査委員会

委員長 三橋 伸夫